

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月10日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/mynumber/gyouseitetsudoku_jourei.html

執行機関名 栃木県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する支援金の支給に関する事務(「以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成二十七年度栃木県条例第四十六号)別表第一 第四の項 高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する支援金の支給に関する事務(「以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	栃木県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る<u>経済的負担の軽減</u>を図り、もって<u>教育の機会均等</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後、再び県内の私立高等学校等で<u>学び直す生徒に係る授業料負担の軽減</u>を図るため、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間経過後も卒業までの間（最大24月を限度）、就学支援金に相当する額について、予算の範囲内で栃木県私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）として交付する。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>栃木県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令</p>